

## 防災上重要な建築物の要件

### ○対象施設（愛知県建築物耐震改修促進計画 2015年7月指定）

以下、ア又はイに該当する建築物（要緊急安全確認大規模建築物と重複するものを除く。）で、指定にあたり建築物の所有者等に意見聴取したもの

- ア. 愛知県地域防災計画附属資料に記載された指定避難所（想定される災害に地震を含むものに限り、指定緊急避難場所と重複するものを除く。）で被災した住民が滞在することとなる建築物のうち、既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る。）であるもの。
- イ. 愛知県地域防災計画附属資料に記載された災害拠点病院及び愛知県医療圏保健医療計画別表の「救急医療」の体系図に記載されている病院群輪番制参加病院で、診療機能を有する建築物のうち、既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る。）であるもの。

### ○対象施設（愛知県建築物耐震改修促進計画 2021年3月指定）

以下、ア又はイに該当する建築物（要緊急安全確認大規模建築物と重複するものを除く。）で、指定にあたり建築物の所有者等に意見聴取したもの

- ア. 愛知県地域防災計画附属資料に記載された指定避難所（想定される災害に地震を含むものに限り、指定緊急避難場所と重複するものを除く。）で被災した住民が滞在することとなる建築物のうち、既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る。）であるもの。  
ただし、指定時に市町村により耐震性があると確認されたものを除く。
- イ. 愛知県地域防災計画附属資料に記載された災害拠点病院及び愛知県医療圏保健医療計画別表の「救急医療」の体系図に記載されている病院群輪番制参加病院で、診療機能を有する建築物のうち、既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物に限る。）であるもの。